# 公益財団法人堀田育英財団

# 令和９年度奨学生募集要項（外国人留学生向け）

## 1. 趣　　旨

公益財団法人堀田育英財団（以下、本財団という）は、向学心に富み、学業優秀であり、かつ、品行方正である学生のうち、欧州の文化と産業の発展に貢献しようとする外国人留学生に対して、奨学金を給与することにより、有為の人材を育成することを目的とします。

## 2. 特　　徴

この奨学金の特徴は次のとおりです。

（１） 奨学金は給与とし、返済の義務はありません。
（２） 奨学生の卒業後の就職、その他一切については、本人の自由とします。
（３） 他の奨学金との併給は、原則として認めません。
（但し、独立行政法人日本学生支援機構等の奨学金は除きます。）

## 3. 奨学生の応募資格

(1) 外国の国籍を有する者。
(2) 欧州の文化と産業の発展に貢献しようとする、当財団の趣旨に見合った外国人留学生。
(3) 向学心に富み、学業優秀であり、かつ、品行方正である者。
(4) 国際親善に理解をもち、貢献を期する者。
(5) 募集時に既に１年以上日本の大学で勉学しており、現在もその大学で勉学を続けている者。

## 4. 採用人員

10名

## 5.　奨学金の額と給与の方法

(1)　給与金額

年額９６万円（月額８万円）

(2)　給与の期間

奨学生に採用したときから、２年間を限度とします。

(3)　給与の方法

原則として、奨学金は偶数月の一定日に２ヶ月分をまとめて直接本人に給与します。（本人名義の銀行等の預金口座に入金します。）

## 6.　奨学金の休止、停止又は廃止事由

(1)　退学したとき。

(2)　奨学生が休学し、又は長期にわたって欠席したとき。

(3)　奨学生が原級にとどまったとき、又は卒業延期の恐れが生じたとき。

(4)　傷い、疾病などのため成業の見込がなくなったとき。

(5)　奨学生の学業成績又は性行が不良となったとき。

(6)　奨学金を必要としない理由が生じたとき。

(7)　奨学生として適当でない事実があったとき。

(8)　在学校で処分を受け、学籍を失ったとき。

(9)　その他奨学生としての資格を失ったとき。

## 7. 手　　続

(1)　提出書類（すべて日本語に限る）

①　奨学生願書（本財団指定用紙を使用すること。）

②　推薦状（様式適宜）

③　入学校の在学証明書

④　成績証明書

⑤　住民票

上記①、②において日本語以外の言語で記されているものについては、必ず日本語に訳した文章を添えること。

(2) 提出方法

本人が書類を揃えて、大学事務局を通じて本財団宛郵送のこと。

[redacted]

## 8. 奨学生の決定

(1)奨学生の決定は、本財団の奨学生選考委員会の選考を経て、第一次合格者のみ その結果を令和９年１月８日（金）までに大学事務局経由で通知します。

その後、面接を経て最終合格者を理事会の承認をもって決定します。

(2)選考の経過及び決定の理由は公表致しません。

## 9. 奨学生の義務

奨学生は3月末に成績証明書及び在学証明書を、９月末に生活状況報告書及び在学証明書を理事長宛報告しなければなりません。

奨学金給与終了後の進路についても報告を求めるものとします。

上記の書類は全て日本において応募した大学を経由して提出のこと。

（ＰＤＦによる提出可）